名古屋北法人会だより

No. 153

2022年 5月

［題字］名古屋北税務署長　浅野和美

法人会 消費税期限内納付 推進運動

公益社団法人　名古屋北法人会

第47回通常総会、記念講演会のお知らせ

日時／**6月3日（金）**

通 常 総 会　13時30分～14時15分
記念講演会　14時30分～16時00分

会場／名古屋市北文化小劇場　北区志賀4-60-31 東志賀公園西隣

議事／第1号議案　議事録署名の理事選任の件
　　第2号議案　令和3年度決算承認の件
　　第3号議案　その他

※第47回通常総会の議案書を同封していますので、ご確認ください。なお、通常総会の成立には、委任状提出者を含み、正会員の過半数の出席を必要とします。会員の皆さまには、必ず「委任状」をご提出くださいますよう、お願いいたします。

記念講演会　一般の方も聴講できます。名古屋北法人会事務局へお問い合わせください。　**聴講無料!**

激動する世界 ～日本の針路を考える

テレビでもお馴染みの
元・東京・中日新聞論説副主幹の長谷川幸洋氏が、
日本の政治・経済の最新動向と外交問題等々
今、最もホットな政治・経済・国際情勢の深層を解説します。

元・東京・中日新聞論説副主幹／ジャーナリスト　**長谷川 幸洋**（はせがわ ゆきひろ）氏

講師ご紹介

1953年千葉県生まれ。慶応義塾大学経済学部卒。ジョンズホプキンス大学高等国際問題研究大学院（SAIS）で国際公共政策修士（MIPP）。77年に中日新聞社入社。東京本社（東京新聞）経済部、ブリュッセル支局長、論説副主幹などを経て2018年3月末に退社。ジャーナリストとして活躍中。
06～09年に政府税制調査会委員、05～08年に財政制度等審議会臨時委員、12年～13年に大阪市人事監察委員会部会長など。07年～15年に日本記者クラブ企画委員、13年～16年に政府の規制改革会議委員、16年から規制改革推進会議委員など多数の公職を務める。
著書『日本国の正体　政治家・官僚・メディア…本当の権力者は誰か』（講談社）で09年の山本七平賞受賞。近著は『明日の日本を予測する技術』（講談社＋α新書）、『2020年新聞は生き残れるか』（講談社）。最近共著として、『新型コロナの正体 - 日本はワクチン戦争に勝てるか!? - 』『どうする!?感染爆発!! - 日本はワクチン戦略を確立せよ! - 』（ともにビジネス社）がある。趣味はスキー。SAJスキー指導員の資格を持つ。

◆午後2時15分までは、（公社）名古屋北法人会の通常総会を開催中のため、一般のお客様はホール内へご入場いただくことはできません。
◆新型コロナウィルスの感染状況により、中止する場合があります。その場合は、当会HPにお知らせしますので、事前にご確認のうえご出席願います。

CONTENTS

第47回通常総会・記念講演会のお知らせ

国税広報 …… 1

名古屋市広報 …… 3

愛知県広報 …… 4

税理士会 …… 5

会員のページ …… 7
今、光は見えないが、それは雲の彼方で輝いている
杉村支部　ナゴヤホカンファシリティーズ㈱　三口大登

法人会事業 …… 9

支部報告 …… 11

青年部会 …… 13

女性部会 …… 14

よりよい職場を目指して① …… 15
パワハラ防止で企業価値を高めよ

よりよい職場を目指して② …… 16
“ほっこり”あったかい職場をめざしましょう

新会員紹介 …… 18

変更届様式 …… 19

税に関する絵はがきコンクール受賞作品

今回の表紙

守山区にある、緑が丘カンツリークラブです。60 年を超える歴史を持つこのクラブは、名古屋市内にありながら、豊かな自然と戦略性に富んだコースで大変人気のあるゴルフ場です。会員企業であることから、けんた君がご挨拶に伺いました。

表紙のコースは、NO4のショートコースです。思いがけず池にけんた君の姿を綺麗に映すことができました。この他にも、名古屋市内を一望できる NO5 ミドルホールがあります。

このゴルフ場のキャッチコピーでもある「都心に近く、自然に近く」を体現できるゴルフ場です。

国税広報

税務署からのお知らせ

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう始まってます！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問にお答えします！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター　電話番号　0120-205-553（無料）
受付時間　9：00～17：00（土日祝除く）

国税庁（法人番号7000012050002）　（令和３年12月）

法人市民税業務の窓口が変わりました

令和４年４月１日（金）から、市内の主たる事務所等が所在する区に関わらず、法人市民税業務の窓口を**栄市税事務所**に集約しました。

法人市民税申告書等の提出や申告に際してのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課法人市民税係へお願いします。

主たる事務所等または寮等が所在する区	担当する市税事務所	
	令和４年３月まで	令和４年４月以降
千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区	栄市税事務所	**栄市税事務所 法人課税課 法人市民税係 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 （NHK名古屋放送センタービル8階） TEL 052-959-3305**
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所	
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所	

※申告書等は、引き続き、各市税事務所または区役所・支所の税務窓口においても受け付けます。

お問い合わせ先

栄市税事務所　法人課税課　法人市民税係
〒461-8626　名古屋市東区東桜一丁目13番3号　（NHK名古屋放送センタービル8階）
電話　052-959-3305

●軽自動車税（種別割）についてのお知らせ

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および２輪の小型自動車に対して、毎年４月１日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。４月２日以降に譲渡や廃車などをしても、月割ではなく、その年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車を取得や廃車された場合の申告については、名古屋市内の最寄りの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で受け付けています。なお、３輪以上の軽自動車に関しては一般社団法人全国軽自動車協会連合会 愛知事務所で、２輪の小型自動車（２輪の軽自動車を含みます。）に関しては愛知運輸支局で申告を受け付けています。

３輪及び４輪以上の軽自動車については最初の新規検査の年月や車両の環境性能によって適用される税率が変わります。

例）

		令和4年度の課税
軽自動車（乗用・自家用）	平成27年3月以前に最初の新規検査を受けた車両	7,200円 〔ただし、最初の新規検査が平成21年3月以前の場合は重課税率12,900円が適用〕
	平成27年4月以後に最初の新規検査を受けた車両	10,800円 〔ただし、最初の新規検査が令和3年4月から令和4年3月、かつ、一定基準の環境性能を有する場合は令和4年度分に限り軽減税率（2,700 円）が適用〕

金山市税事務所　徴収課　軽自動車税係
〒460-8626
名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）
電話　052-324-9803

愛知県広報

愛知県税だより

自動車税種別割の納付をお忘れなく

◇5月31日（火）は、自動車税種別割の納期限です。

自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月2日（月）に、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード（決済手数料がかかります。）やインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ（PayPay・LINE　Pay・PayB）でも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの登録手続を他の人（自動車販売業者など）に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が3月末までに行われていないことが考えられますので、依頼先に御確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問い合わせください。

○お問合せ先　愛知県名古屋北部県税事務所　課税第二課　自動車税グループ
電話　052-531-6305（ダイヤルイン）
※自動車税種別割に関する詳しいことは、愛知県総務局財務部税務課Webサイト（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html）をご覧ください。

税理士会

令和4年度税制改正について

名古屋税理士会名古屋北支部　税理士　宮下裕規

●はじめに

令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱が閣議決定されました。

法人税関係では、賃上げ税制の強化のほか、中小企業関連としては、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例や、交際費の損金不算入制度が延長されます。

所得税関係では住宅ローン控除制度や、財産債務調書制度の見直し等が行われます。

また、資産税関係では住宅取得資金に係る贈与税非課税措置の延長や見直しのほか、法人版事業承継税制の特例措置適用のための計画提出期限が延長されます。

その中でも大幅に改正があった所得拡大促進税制(中小企業向け措置のみ)、住宅ローン控除制度関係(関連する贈与税の改正含む)についてご説明させていただきます。

1中小企業者等における所得拡大促進税制の見直し

中小企業者等が従業員への給与等の支給を増加させた場合に適用される法人税の税額控除制度について、税額控除率の上乗せ要件が見直され、適用期限が1年延長（令和6年3月31日までに開始する事業年度まで）されます。

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><td colspan="3">適用要件</td><td colspan="4">①国内雇用者※1に対して給与等を支給すること
②雇用者全体の給与等支給額※2の対前年度増加率1.5%以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">控除率を乗ずる対象</td><td colspan="4">雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加額</td></tr>
<tr><td rowspan="4">控除率</td><td colspan="2">基本</td><td colspan="4">15%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上乗せ</td><td>賃上げ</td><td rowspan="2">+10%</td><td rowspan="2">雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上
かつ
教育訓練費の対前年度増加率等の要件の充足</td><td>+15%</td><td>雇用者全体の給与等支給額の対前年度増加率2.5%以上</td></tr>
<tr><td>教育訓練費</td><td>+10%</td><td>教育訓練費の対前年度増加率10%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td colspan="2">最大25%</td><td colspan="2">最大40%</td></tr>
<tr><td colspan="3">控除上限額</td><td colspan="4">当期の法人税額×20%</td></tr>
</table>

※1　その法人の使用人(その法人の役員と特殊の関係のある者等の一定の者に対するものは除きます。)のうち国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいいます。

※2　前年度の給与等支給額が0の場合には要件を満たさないものとされます。

※2　雇用調整助成金等は除いて計算します。

2住宅ローン控除及び住宅ローン控除に関連する贈与税の見直し

① 住宅ローン控除制度の見直し及び適用期限の延長

住宅ローン控除の適用期限が、令和7年12月31日までに居住を開始した場合にまで延長され、以下の見直しがされます。

名古屋税理士会名古屋北支部
北区田幡二丁目12番14号　明治安田生命黒川ビル4階　電話 052-914-7215

		居住開始年			
		令和4～5年		令和6～7年	
		借入限度額	控除期間	借入限度額	控除期間
新築・買取再販	認定住宅※1	5,000万円	13年	4,500万円	13年
	ZEH水準省エネ住宅※2	4,500万円		3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
	その他の住宅	3,000万円		2,000万円※3	10年
既存住宅	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000万円	10年	3,000万円	10年
	その他の住宅	2,000万円		2,000万円	
控除率		0.7％（改正前：原則1.0％）			
所得要件		合計所得金額2,000万円以下の年に適用（改正前：3,000万円以下）			
床面積要件		50㎡以上※4			
築年数要件		昭和57年以降に建築された住宅			

※1　認定住宅とは認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。
※2　「ZEH水準省エネ住宅」とは「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」をいい、「ゼッチ」とも呼ばれ、家屋の断熱性を高め、太陽光発電システムや蓄電システムを利用して、年間を通して消費するエネルギー量と同等のエネルギーを作り出すシステムを有する住宅をいいます。
※3　令和6年以降に新築の建築確認を受ける場合、原則として対象外
※4　令和5年以前に新築の建築確認を受ける場合、40㎡以上50㎡未満でも適用可（ただし、合計所得金額1,000万円以下の年のみ）

② 住民税における控除限度額の引き下げ及び延長

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除の残額を翌年分の住民税から控除することのできる制度が上限額が令和5年分以降の住民税（令和4年以降の所得税）から引き下げられた上で令和7年まで延長されます。

改正前	改正後
所得税の課税総所得金額等の7％（最高136,500円）	所得税の課税総所得金額等の5％（最高97,500円）

③ 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置の見直し及び適用期限の延長

父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住のための家屋の新築、取得や増改築の対価に充てるための金銭の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすことで贈与税の非課税措置を受けることができる制度が、既存住宅の要件の見直しをしたうえで2年延長（令和5年12月31日まで）され、あわせて非課税限度額が引き下げられます。

	改正前（消費税率：10％）	改正後（令和4～5年）
耐震・省エネ又はバリアフリーの住宅	1,500万円	1,000万円
その他の住宅	1,000万円	500万円

受贈者の主な要件

1. 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属（子や孫など）であること
2. 贈与を受けた年の1月1日において20歳（令和4年4月1日以降の贈与は18歳）以上であること
3. 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下（床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は1,000万円以下）であること
4. 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

※この資料は令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正の大綱に基づいています。
今後確定する法令通達により変更となる場合がありますのでご注意ください。

会員のページ

今、光は見えないが、それは雲の彼方で輝いている

杉村支部　ナゴヤホカンファシリティーズ株式会社　三口大登

プロ野球も、立浪新監督、新庄ビッグボスを迎え、新しいシーズンが始まりました。メジャーでは大谷選手の活躍にも目が離せません。さあ2022年度の始まりです。

最近、私がコーチを務めた少年野球の事を聞かれました。4年も前の事ですが、久し振りに当時を振り返りながらこの原稿を書くことにしました。

息子が少年野球クラブに入団したのは、小学2年生の時です。少年野球は、殆どのチームが選手の両親の手伝いによって成り立っています。私も毎週のように参加していました。監督もお父さん、コーチもお父さん、私もコーチを任せられ、野球中心の生活へと変わっていきました。

少年野球は、6年生がAリーグ、5年生がBリーグ、4年生がCリーグと、学年別リーグです。4年生になると終日練習や大会にも出場するようになり、お母さんが握ってくれたおにぎり（移動中の車での食事も多いのでお弁当ではなくおにぎりなのです。）を楽しむ週末となりました。

私は、コーチとして、土日の練習だけでなく、試合の調整、グランドの手配、各大会への登録申請、各種会合への出席と、平日休日問わず、朝から晩まで野球漬けの毎日となっていきました。

ここまでの話ですと、子供と触れ合う楽しい少年野球のお話です。

試合ですから、一方が勝てばもう一方は負けます。勝てば嬉しいし負ければ悔しい。我がチームは5年生まで決して強くない、殆ど負けばかりのチームでした。試合に行けば負け、帰りの車では皆下を向いて落ち込んでいる。

「三口コーチ、どこでも良いから勝てる相手と試合を組んでください。」こんな依頼もあったほどです。

また、途中の選手交代を含めても、試合の状況によっては、全く試合に出られない選手もいます。「何でうちの子が試合に出られないの?」なんてクレームもありました。

試合に勝てば嬉しいですし、練習の結果が出る訳ですから試合に勝つことが悪いことではありません。当たり前のことです。

しかし「勝つこと」だけに捕らわれると、本来見えるべき少年野球の本質、「野球を通じて子供の成長を間近で見ることができる」すばらしさが見えてこないのです。

私たちもそうでした。勝つことも負けることも、スタメンに選ばれる嬉しさも、試合に出られない悔しさも、その全てから子供たちは色々な事を学んで成長しているのに、それに気付かず、ただ悲観している時期がありました。

まさに「闇」です。楽しいはずの少年野球が、「悔しさ、嫉妬、悲しみ、絶望…」こんな闇に覆われてしまいました。

さて、6年生となり最終年度Aリーグが始まりました。すると、今まで負け続きだった我がチームが、急に勝ち進むようになりました。

優勝こそありませんでしたが、200チーム中ベスト16、リーグ戦で4位他、年間85試合50勝、勝率6割の

成績を収めました。チームに笑顔が戻り、保護者の参加も多くなりました。
ある人が言いました。「やっと勝てるようになったね。やっと光が輝き出したね。」と。

本当にそうでしょうか。「光」は、ずっと輝いていなくて、子供たちが努力に努力を重ねた結果、そのご褒美として輝き出したのでしょうか。長いトンネルを抜けた結果、やっと光輝く場所に辿り着いたのでしょうか。決してそうではありません。
「光」は、今も、今までも、そしてこれからもずっと私たちを照らし続けています。
だけどその光が、自分達の勝手な思いが雲となり見えなかっただけなのです。
私たちは1人ひとりが唯一無二の存在です。1人ひとりが素晴らしい個性を持っています。野球が上手い子、そうでない子、その1人ひとりが、そのままの姿で、大好きな野球をがむしゃらにプレーするからこそ、そこに楽しさ面白さが生まれるのです。
そのことに気付いた時、私の周りの雲が一気に晴れ、子供たちと一緒に光を感じることができるようになりました。

ここまで、偉そうに書いてきましたが、実は私には野球経験が全くなく、運動も得意ではありません。そんな私がコーチに選ばれました。一番相応しくない私「まさかこの私が?」です。
なぜ引き受けたのか?断り切れなかったのか?今でも分かりません。でも「そんな私だからこそ選ばれた」と自分自身に言い聞かせ、引き受けることにしました。
子供達も段々「私が野球が下手」なのが分かるようになって来ました。でもそんなコーチについて来てくれました。保護者の方も「私が野球が下手」なのを承知でついて来てくれました。
「そんな私だから」子供達と同じレベルで、同じ新鮮な気持ちで取り組むことができました。
「そんな私だから」チームの一番低い所に立ってチームを盛り上げることができました。
ただ父親という立場で接するのではなく、自分の子供と同じように他の選手にも接する機会が与えられました。試合の指揮を執る機会も与えられました。
お陰様で、子供達だけの「野球教室」ではなく、親もほぼ100%の出席率で「親子野球チーム」にすることができました。
少年野球という光に照らされ続けながら、子供たちと一緒に、私もチームの最前線で少年野球を楽しむことができました。

さて、現在私たちの周りを取り巻く環境はどうでしょうか。光は輝いているでしょうか。
コロナ、戦争、自然災害、少子高齢化、育児の問題、いじめなど暗い話をし出したら限がありません。
しかし、そんな世の中でも、私たちの空の彼方には「光」が輝いています。
コロナで移動や集会が困難になりました。一方でIT技術によりリモートで会うことができるようになりました。その結果、遠くて会えなかった人とも会えるようになりました。時間が合わなくて参加できなかったことにも参加できるようになりました。
育児が忙しく働けなかった人が、リモートワークによって働けるようになりました。
どんな悲観的な状況にあっても、私たちの上には「光」が輝いてくれているのです。

現在は、公園での野球も禁止されているところが多く、のびのびと野球ができる機会が少なくなってきました。
法人会としても、企業活動の枠を超え、税務の枠を超え、企業を取り巻く環境整備、未来の企業人を育てる一環として、野球だけでなく、少年のスポーツ活動を支える活動ができればとても素晴らしいことだと思います。

法人会事業

北法人会の行事

令和3年12月1日～令和4年3月31日

税務署長講話

1.21　場所／魚鉄
講師／浅野和美署長

名古屋北税務署長の浅野和美氏を講師にお招きし、理事会終了後に、ご講話をいただきました。

法人の決算と申告説明会

2. 9　**算期別説明会**
場所／名古屋北法人会研修室
講師／名古屋北税務署法人課税
第一部門審理担当官
村松弘邦 氏

令和４年1月期、2月期、3月期決算法人を対象として、決算に当たっての留意点などを中心に、解説していただきました。

トピックス

2.10　**名古屋北間税協議会と共催でインボイス制度研修会**
場所／ちゅうしんホール（中日信用金庫）
講師／名古屋北税務署法人課税第一部門統括官　池原伸広 氏

消費税のインボイス制度が令和5年10月から導入されるということで、今、知っておかなければならないことや、準備しておくべきことなどについて、名古屋北間税協議会との共催で研修会を開催しました。

行動する法人会

令和4年度税制改正に関する提言

名古屋北法人会は、令和4年度税制改正に向け、地元選出の国会議員2名に対して提言活動を行いました。

12.4　安江伸夫参議院議員（公明党）

12.13　吉田統彦衆議院議員（立憲民主党）
小林副会長（総務委員長）

役　員　会

運営会議・本部理事会

12.16　場所／親和電機㈱会議室

1.21　場所／魚鉄

3.8　場所／親和電機㈱会議室

事業委員会

2.16　場所／法人会研修室

広報委員会

2.18　場所／魚鉄

今号の表紙写真は、波ひとつない水面に“さかさけんた”が見事に現れましたが、
さて、何番ホールでしょうか？（緑ヶ丘カンツリークラブに問い合わせることはおやめください。）
わかった方は、同封の応募用紙を名古屋北法人会事務局までFAX送信してください。
正解者には抽選で図書カード（500円分）をプレゼントします。　**FAX 915-3850**

支部報告

活動レポート

研 修 会

楠支部 教養研修会

開催日：2月3日
場　所：楠地区会館
講　師：川崎相談員（名古屋市消費生活センター）

名古屋市消費生活センターから講師をお招きして「悪徳商法の被害にあわないために」のテーマで研修会を開催しました。新型コロナの影響で悪質な詐欺まがいの被害事例が増加していることから、その手口や、トラブルに巻き込まれないための留意点などについて、とても分かり易く教えていただきました。

役 員 会

楠支部 役員会

開催日：2月3日
場　所：楠地区会館

杉村支部 大杉支部 清水支部 3支部代表者会議

開催日：2月14日
場　所：法人会研修室

守山北支部 役員会

開催日：3月29日
場　所：大洋苑

令和3年度で支部役員を降りられた㈱根岸建設の根岸さん。長年ご尽力いただき、ありがとうございました。

2.16　守山支部　（書面）　　2.17　守山北支部（書面）

支部行事に参加して新たな交流を深めましょう!!

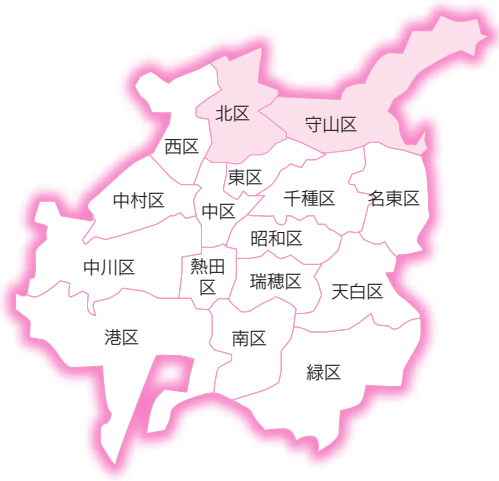

名古屋北法人会には、北区内に10、守山区内に6、合計16の支部があり、会員様は、法人会にお届けいただいた会社所在地（原則として納税地）に基づいて、その地区の支部に所属していただいています。

それぞれの支部には、支部長（本会常任理事）のほか、会計や各委員会委員を担当していただいている支部役員がおり、支部総会、税務・経営・教養研修やバス見学研修、会員交流行事など、会員の皆さんを対象とした支部行事を実施するために、ボランティアで世話役活動をしていただいています。（※一昨年度、昨年度は、新型コロナ感染拡大の影響で、思うように活動できないこともありました。）

●各支部の支部長の皆さんです。

支部	会社名	支部長名
上飯田	まさき電設㈱	鵜飼　優機
山　田	親和電機㈱	牧田　澄夫
大曽根	桶槽工業㈱	稲垣　　要
杉　村	ナゴヤホカンファシリティーズ㈱	三口　大登
大　杉	㈱カケン	石原　彰久
清　水	佐々木建設工業㈱	佐々木次明
金城西	㈱白木	白木　一郎
若　葉	北愛知三菱自動車販売㈱	河西　一雄 西原　強剛

支部	会社名	支部長名
北　陵	㈲佐久間土地	児玉　昭子
楠	㈲山水園	岡嶋　伸夫
瀬　古	光洋運輸㈱	小田　耕司
守　山	㈲ヘアスタジオマリモ	髙木　治夫
小　幡	㈱インシュート	野田　治男
大　森	矢田川電鍍工業㈱	竹中　敬治
みどり	㈱横井機械工作所	横井　映二
守山北	㈱ナカシロ	徳永　宏志

楠支部　大我麻町の通学路に干支のトラが出現!!

廃材や自然の素材を活かして立体的なモニュメントを制作したのは、名古屋北法人会楠支部長の㈲山水園の岡嶋伸夫社長。

地域の皆さんの交流が深まることを願って、技術を活かして制作。

モニュメントは、畳2畳分の大きなもので、トラの両耳はケヤキの伐採木、勇壮なトラ模様や髭は、タマリュウや斑入りヤブランで、顔全体は芝生、迫力満点の目と鼻は、岡嶋支部長自ら苦労して探してきたという自然石が使われました。

岡嶋支部長の中では、既に来年のウサギ、再来年のタツの構想に入って材料探しに頭をひねっているそう。

さて、どんな作品がお目見えするのか、とても楽しみです。

右奥が岡嶋支部長

青年部会

活動レポート

楽しく活動し、自身を磨き、信頼できる仲間づくりをしています。

卒会者を送る会を開催

12.23　**令和元年・2 年度卒会者を囲む会**
名鉄グランドホテル

新型コロナの感染拡大のため、2年間に亘って延期になっていた「卒会者を囲む会」を開催しました。

租税教室

1.13　**名古屋市立飯田小学校**
6 年生 2 クラス

役 員 会

12.16　**運営会議（正副部会長会）**
法人会研修室

1.19　**拡大役員会**
法人会研修室（オンライン参加もあり）

3.23　**拡大役員会**
法人会研修室（オンライン参加もあり）

身近な方に「青年部会」への加入をお勧めください

青年部会にご加入いただくと・・・
- 仕事も家庭も忙しい現役世代の集まりであるからこそ、工夫して楽しく活動することができます。
- 「税」をキーワードに、経営者同士、利害関係なく本音の話ができます。
  （ご自身のネットワークが拡がり、有意な情報を共有することができます。）
- 所属期間（50歳まで）を利用し、互いに磨きあい立派な経営者となり、更に社会に貢献できる人物を目指します。
- 名古屋北法人会の次代の役員候補を育成する役割を担います。

（年会費は、18,000円です。）・・・令和4年度は半額の9,000円となっています。

女性部会

活動レポート

新型コロナウイルスによる影響が完全には収束していない中ですが、1歩1歩着実に事業を進めていくこととしています。

第11回 税に関する絵はがきコンクール

去る1月18日（火）には、女性部会役員が有識者を交え作品審査を行い、181作品の中から入賞作品を選定しました。

選定された作品の中から、名古屋北税務署長賞、名古屋北法人会長賞、女性部会長賞、青年部会長賞の各賞を決定しました。

今年は、新型コロナの感染防止の観点から表彰式を中止しました。また、作品を応募してくれた全ての小学生に対し、自分の作品を印刷した「クリアコースター」をプレゼントしました。

コンクールの審査風景

実際のクリアコースター

税務研修会

2．2　**相続税について**　法人会研修室
講師／資産課税部門　統括国税調査官　奥村 昌尚氏

小冊子を配付しました

役員会

12．6　**役員会**　法人会研修室
3.11　**役員会**　法人会研修室

よりよい職場を目指して①

パワハラ防止で企業価値高めよ

日刊工業新聞社　岡田直樹

2022 年 4 月 1 日から中小企業でもパワーハラスメント対策が義務化された。大企業は2020年6月に施行済みだが、同様のルールが中小企業にも適用されることとなった。パワハラは行為者の問題として対処されやすいが、繰り返される職場では組織の体質に原因がありそうだ。中小企業ではトップの姿勢が決め手になる。義務化を企業価値向上のチャンスととらえ、体制づくりを急ぎたい。

改正労働施策総合推進法ではパワハラを「優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」と定義している。たたく、殴る、蹴るなどの暴力行為は言うに及ばず、部下を同僚の前で叱責したり、就業時間外に飲食を強要したりするなど、精神的な苦痛を与えるケースも該当する。

必要な対策を講じなかった企業に対しての具体的な罰則規定はないが、問題発生時のリスクを甘く見てはいけない。法律に違反した企業は、厚生労働省による助言・指導・勧告の対象になり、改善が認められない場合は社名を公表されることもある。従業員のうつ病や自殺の原因になり、インターネットを通じて悪評が広がれば、企業の信用力は低下し、採用や業績に影響しかねない。

厚生労働省が 2020 年 10 月に実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年間にパワハラを受けたことがあると回答した労働者は3割を超える。内容は「精神的な攻撃」（49.4％）が最も多く、「過大な要求」（33.3％）、「個の侵害」（24.0％）、「過小な要求」（21.2％）などが上位を占める。

中小企業は義務化により、パワハラを行ってはならない旨を方針に明記し、行為者は懲戒処分になることを就業規則に定め、従業員に周知しなければならない。あわせて、従業員が相談しやすい窓口を設置して事実関係の迅速な把握に努め、行為が確認できた場合は被害者と行為者に適正な措置を講じる。また当事者が不当な扱いを受けないようプライバシー保護を徹底する必要がある。

パワハラ対策に過敏になるあまり、必要な注意や指導を避けるようになり、人材育成が手薄になってはいけない。上司が部下を叱る場合も、事柄の性質や互いの信頼関係によってはパワハラに該当しない。建設現場で工具を階下に落とした部下を厳しく叱りつけるのは「ヒヤリ・ハット」を防ぎ、重大事故の芽を摘むうえで重要なことだ。ただし「いつも、おまえはそうなんだから!」といった人格を否定するような叱り方は好ましくない。人権侵害になるだけでなく、職場の士気を

低下させてしまう恐れがある。

中小企業にありがちな問題もある。「社長が行為者になっている場合、本人はパワハラとの自覚がなく、誰もブレーキをかけられない」と、企業のコンプライアンス（法令遵守）に詳しい弁護士は指摘する。社長は「自分に限って…」との先入観にとらわれず、自身の評価について従業員の声に耳を傾ける余裕を持ちたい。

新型コロナ感染症が落ち着いて景気が回復に向かえば、採用環境は再び「売り手市場」の傾向が強まり、雇用の流動化が進む可能性は高い。中小企業が多い小売、建設、製造、運輸などの業種では若手の取り合いになることが予想される。少子高齢化を背景に労働力人口の減少が続き、給与水準の引き上げがなかなか難しい中で、パワハラ対策は人材の獲得や定着に欠かせない時代になった。企業の持続可能性を担保するための経営戦略と認識しておく必要がある。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）　1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。

よりよい職場を目指して②

“ほっこり”あったかい職場をめざしましょう

産業カウンセラー　柏木勇一

◆みんなと話せない在宅勤務が味気ない、と語る女性社員

“ほっこり”という言葉をご存じでしょうか。聞いたことがある、使っているよ、という返事が返ってくるかも知れません。方言ではありません。国語辞典には「気持ちが晴れたり、仕事や懸案のことが片付いたりしてすっきりした状態を表す言葉」と書かれています。働く人にとって望ましい状況です。「いいね、ほっこりした」「ほっこりしようよ」という会話が交わされている職場は、和気あいあいとして、能率も上がっていると思います。

コロナ禍が長引き、職場ではさまざまな対策をとってきました。代表的なスタイルがテレワークです。食品製造業の営業事務職として働く20代の女性Kさんから「自分は在宅勤務が多くなった。それはそれで通勤することもないので時間を有効に使えますが、顧客先を訪問して業績アップに

努力している同僚と、直接会話もできないのが残念です。オンラインでの画面上の会話はもちろんありますが、味気ないです。どうしたらいいでしょう」という電話相談を受けました。多くの職場でも同じ悩みが増えています。

◆オンラインでもお互いの手元に温かい飲み物を置いたら…

ここで、Kさんの現実の悩みから少し離れて、“ほっこり”という言葉をヒントに「オンラインのつながりでも、双方が温かい飲み物を用意してみてはどうでしょう」と提案しました。数日後、「わたしはミルクティー、相手はホットコーヒーを机に置いて話し合いました。もちろん内容は仕事中心です。最初にお互いの飲み物を画面に出し、ちょっと照れ笑いをして始まったのですが、実際に職場で話し合っていたような理解が深まる会話になりました」と報告してきました。

ちょうど寒い季節だったので、温かい飲み物が欲しくなる時。カップで手を温めるだけでもホッとした気分になります。テレワークだからこそ、隣に同僚がいる感覚で仕事ができるように、ひとつのアイデアとして伝えたのですが、良い結果で安心しました。

◆身体と心の心地よい感覚を味わいましょう

ある健康心理学者が、手を温めると心も温まることを脳の仕組みから説明しています。「自分の身体や心だけではなく、周りの印象も良くなる」という研究結果もあります。わたしたちの心は身体感覚の影響を受けているのです。触覚という感覚でも言えます。柔らかい布に触れると優しい性格を感じ、オフィスで硬い椅子に長時間座り続けると思考も固まってしまうと聞いたことがある方もいるでしょう。「不安感が強い」と相談をしてきたある女性が、セルフケアとして手触りの良い柔らかなぬいぐるみをそばに置くようになったら気持ちが楽になったという報告も受けました。Kさんにも“ほっこり”という言葉から、職場の温かい雰囲気について説明しました。みんなが仕事をしやすい状態は、身体と心の心地よい感覚から生まれることを分かっていただきたいと思います。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）　大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

ボクは、「けんた」。
法人会をPRするマスコットキャラクター。
ボクを撫でると、とってもスベスベしていて気持ちが“ほっこり”できるとか？
皆さんの職場にも飾ってもらえると嬉しいな！

新会員紹介

ご入会ありがとうございました

2021.12～2022.3

支　部	会社名等・住所	代表者名・電話番号	業　種	歓奨社
清水	tsuboi-office㈱ 北区清水5丁目5-3 名北フロントビル3階	坪井秀文 982-6877	コンサルティング業務	
金城西	㈱M＆Oリサーチ 北区田幡1丁目7-8	三宅久雄 981-0336	投資運用	㈱白木
金城西	㈱朝日建物 北区金城4丁目16-25	大澤和由 914-5711	不動産管理	㈱白木
金城西	㈱アイフロント 北区金城2丁目7-10	前田充紀 912-3995	税理士法人	㈱白木
金城西	大晃工業㈲ 北区中丸町2丁目66 アーバニア志賀公園二番街5棟507	佐藤正美 755-3560	建設業	
北陵	㈱豊和建設 北区川中町19-26	成田　豊 982-9512	土木工事	
楠	㈱ななみ 北区楠味鋺3丁目501	冨士恵美子 938-7773	介護事業	
瀬古	㈱ソフトリック 守山区町北9-28 プロヴァンス102	岡島恵子 737-6106	不動産売買	㈱ナカシロ（守山北） 中京銀行守山支店
瀬古	藤垣隆志 守山区川西2丁目1503 ウイングK202	藤垣隆志 090-9260-7598	建設	
守山	守山商工会 守山区守山2丁目8-54	森藤左工門 791-2500	地域経済団体（商工会法に基づく） 指導事業	
小幡	㈱トップギア 守山区小幡南3丁目3-28	袴田章太 758-6351	自動車販売	愛知銀行守山支店（守山） ㈱ナカシロ（守山北）
大森	アニマート（同） 守山区元郷1丁目403 さくらハイツ101号	小倉　暁 977-4423	居宅介護支援事業	
大森	中京機械工業㈱ 守山区天子田3丁目813	松永　剛 737-7245	建設業	
みどり	㈱ジーマークス 守山区吉根3丁目937	安田浩二 888-1219	データ加工、複写プリント	㈱ナカシロ（守山北） 愛知銀行守山支店（守山）
みどり	Re－TEC㈱ 守山区笹ヶ根1丁目506-3	加藤広大 090-6768-3662	産業用ロボット等の企画、設計、製作、販売、メンテナンス	㈱ナカシロ（守山北） 瀬戸信用金庫川村支店（守山北）
守山北	㈱アインスコーポレーション 守山区城土町251	渡邊純博 875-5912	広告代理店 （印刷・ホームページ・デザイン）	㈲彩光社（大曽根）

（敬称略）

会員募集　新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 ＝ 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学
保障制度 ＝ 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック
交流事業 ＝ 経営研究会、青年部会、女性部会、支部
情報発信 ＝ 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

＜名古屋北法人会事務局からのお願い＞

平素は法人会活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。
下記事項について、該当事項がございましたらお手数でも名古屋北法人会事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます。

◇法人所在地の移転・変更　◇法人の組織・社名変更　◇代表者の変更　◇決算期の変更
◇資本金・出資金等の変更　◇事業種目の変更　◇電話番号・FAX番号の変更　◇合併・解散等

変　更　届

年　　月　　日

公益社団法人名古屋北法人会宛

変更前の内容（旧） 変更内容にかかわらず既にお届出の内容で全てご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒　－　　TEL　　－　　FAX　　－				
フリガナ					
お届法人名					
フリガナ					
役職 代表者名					
資本金	万円	事業種目		決算期	月期

＊下記事項に変更がありましたので連絡いたします。 □にレ点を付けて下さい。

□法人所在地の移転・変更　□法人の組織・社名変更　□代表者の変更　□決算期の変更
□資本金・出資金等の変更　□事業種目の変更　□電話番号・FAX番号の変更　□合併・解散等

変更後の内容（新） 変更箇所のみご記入下さい。

お届住所 又は所在地	〒　－　　TEL　　－　　FAX　　－				
フリガナ					
お届法人名					
フリガナ					
役職 代表者名					
資本金	万円	事業種目		決算期	月期

＊ご加入頂いています関連会社が複数ある場合は、コピーしてご使用下さい。
＊資本金が変更になった場合は、年会費が変更になる場合があります。

＊ご提出頂いた個人情報は、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、並びに福利厚生制度のご案内など本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

コピーしてお使い下さい。 ホームページからもダウンロード可能です。

公益社団法人名古屋北法人会事務局　TEL915-3886　FAX915-3850

第11回 税に関する絵はがきコンクール

名古屋北税務署長賞

金城小学校5年
平野 ひなた さん

名古屋北法人会会長賞

東志賀小学校6年
矢野 千晶 さん

女性部会長賞

東志賀小学校4年
三木 あや花 さん

青年部会長賞

宮前小学校4年
酒井 梓 さん

優秀作品

瀬古小学校5年
吉村 花琳 さん

旭丘小学校3年
中田 宗佑 さん

楠小学校2年
豊永 英次 さん

（学年は応募時）

名古屋北法人会だより No.153

令和4年5月1日　発行

発行所　公益社団法人　名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集　広報委員会

印刷所　株式会社　正鵠堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855㈹

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため皆様からのご意見ご要望をお待ちしています。

TEL 915-3886　FAX 915-3850
E-mail：kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設しています。一度アクセスしてみてください。

http://www.kitahou.or.jp

全面広告

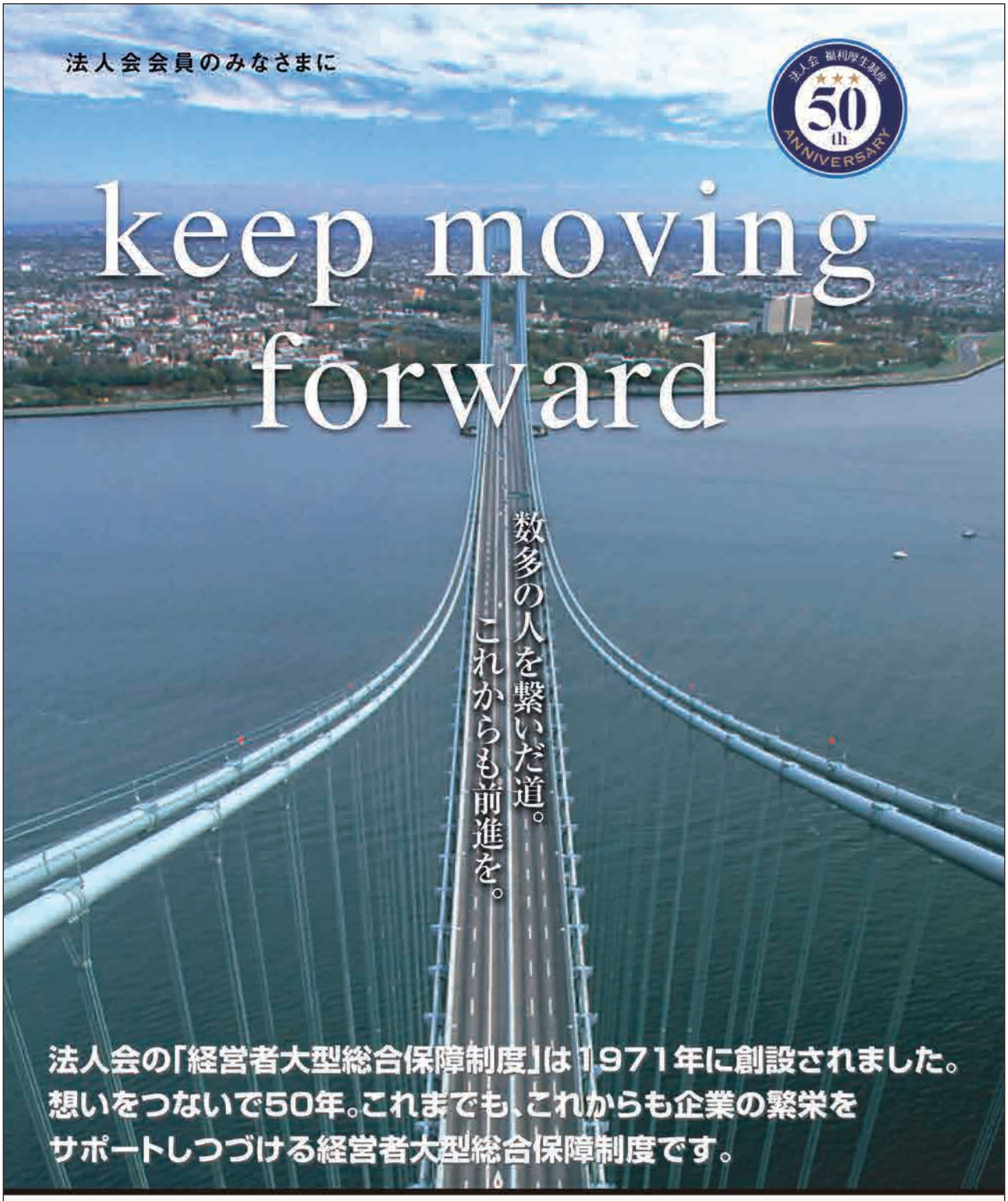

DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社/
愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13(名古屋大同生命ビル8F)
TEL 052-541-3151

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支店/
愛知県名古屋市中区栄5-27-12(富士火災名古屋ビル)
TEL 052-685-6194